

介護療養病床の今後について

- ・健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 21 日 法律第 83 号）により、介護療養病床は平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止されることになりました。
- ・これに伴い、介護療養病床又は医療療養病床から、介護老人保健施設等の施設への転換を促す支援策も用意されました。
- ・しかしながら平成 18 年当時、全国で約 13 万床あった介護療養病床及び約 25 万床あった医療療養病床のうち、老健施設等へ転換された病床は 7,000 床にとどまっており、平成 24 年 3 月末をもって介護療養病床を廃止することとなっていますが、再編は進んでいないのが実態です。
- ・この現状に鑑み、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会（部会長=山崎泰彦・神奈川県立保健福祉大学教授）では、平成 22 年 11 月 30 日付けの「介護保険制度の見直しに関する意見」で、介護療養病床の廃止について「新規の指定は行わず、一定の期間に限って猶予することが必要（※いすれ廃止）」、「廃止方針を撤回すべき」との両論併記となりました。
- ・一方で民主党厚生労働部門会議（座長=石毛鏝子）及び介護保険制度改革ワーキングチーム（主査=藤田一枝）による平成 22 年 12 月 22 日付けの「介護保険制度の見直しに関する提言」が厚生労働大臣に提出されました。この提言の中で、介護療養病床は「H23 年度末の廃止を 3 年間延期するための法改正を行う」としています。
- ・介護保険部会の「意見」及び党の「提言」を受けて、平成 22 年 12 月 24 日の記者会見で、細川厚生労働大臣は「介護療養病床の廃止の猶予」を法律の改正内容として盛り込み、通常国会に提出する考えであると述べました。

・平成 23 年 1 月 21 日の全国厚生労働関係部局長会議の「老健局 重点事項説明資料」において厚生労働省は介護療養病床について

（1）これまでの政策方針を維持しつつ、現在存在するものについては、一定期間転換期限を延長する。

（2）平成 24 年度以降、介護療養病床の新設は認めない。（※）

との「方針」を明らかにしました。

（※）（2）については、「第 4 期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」期間中において、新規の指定枠はありません。

・一部報道によると、厚生労働省は、介護療養病床の廃止を延期する期間を 2012 年 4 月から 6 年とする方針を固め、「介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」に盛り込み今国会に提出する方針を固めたとのことです。なお、将来的に介護療養病床を廃止する方針は変えないとのことです。

以上の内容をまとめると次のとおりです。

1. 介護療養病床の平成 24 年 3 月 31 日の廃止は延期される方針である。
2. 介護療養病床の廃止の猶予期間は、6 年間となる方針である。
3. 猶予期間満了後、廃止となるのか、再度延長されるのか、あるいは廃止そのものがなくなり継続となるのかについては、現在のところ、猶予期間満了後廃止となる可能性が有力である。

以上です。今後も国の動きに注視をお願いします。